

ポイント解説 ◆ 法改正情報

第4回/全8回

社労士試験において必須となる、多岐に渡る法改正への対応。しかし、独学でそれを押さえていくのは至難の業です。この連載では毎月、試験対策上特に覚えておきたい法改正情報を中心に解説していきます。

社会保険労務士
加藤光大



☑ 雇用保険法 高年齢雇用継続給付（法61条5項）

改正前	<p>高年齢雇用継続基本給付金の額は、一支給対象月について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該支給対象月に支払われた賃金の額に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該賃金の額を加えて得た額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該賃金の額を減じて得た額とする。</p> <ul style="list-style-type: none">i 当該賃金の額が、みなし賃金日額に30を乗じて得た額の<u>100分の61</u>に相当する額未満であるとき。 <u>100分の15</u>ii 前号に該当しないとき。 みなし賃金日額に30を乗じて得た額に対する当該賃金の額の割合が逡増する程度に応じ、<u>100分の15</u>から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率
改正後	<p>高年齢雇用継続基本給付金の額は、一支給対象月について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該支給対象月に支払われた賃金の額に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該賃金の額を加えて得た額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該賃金の額を減じて得た額とする。</p> <ul style="list-style-type: none">i 当該賃金の額が、みなし賃金日額に30を乗じて得た額の<u>100分の64</u>に相当する額未満であるとき。 <u>100分の10</u>ii 前号に該当しないとき。 みなし賃金日額に30を乗じて得た額に対する当該賃金の額の割合が逡増する程度に応じ、<u>100分の10</u>から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率

高年齢雇用継続基本給付金の額及び高年齢再就職給付金の額を、各支給対象月に支払われた賃金の額に100分の10（当該賃金の額が、みなし賃金日額に30を乗じて得た額の100分の64に相当する額以上であるときは、みなし賃金日額に30を乗じて得た額に対する当該賃金の額の割合が逡増する程度に応じ、100分の10から一定の割合で逡減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た額としました。